

平成21年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成21年3月2日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 太田 健一	2 番 野並 享子
3 番 小菅 六雄	4 番 立入三千男
5 番 内田 聡史	6 番 奥村 治男
7 番 西本 俊吉	8 番 矢野 隆行
9 番 梶山 幾世	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 本田 章紘
17 番 川口 東洋	18 番 三和 郁子
19 番 鈴木 市朗	20 番 原田 薫
21 番 田中栄太郎	22 番 林 克
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	川端 良雄
総 務 部 次 長	富田 久和	総 務 部 次 長	中島 宗七
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀	都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	山本 治一郎

秘書課長 立入 孝次                      総務課長 川端 弘一  
企画財政課長補佐 竹中 宏

出席した事務局職員の氏名

事務局長 田中 正二                      事務局次長 井狩 重則  
書記 赤坂 悦男                      書記 吉川 加代子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 平成21年度施政方針及び教育方針について
- 第5 議第1号から議第37号まで一括上程  
(野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例 他36件)  
提案理由説明
- 第6 請願第1号及び請願第2号  
(セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給  
制度の創設を求める請願書 他1件)  
紹介議員説明

市長提出議案

- 議第 1号 野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 議第 2号 野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議第 3号 野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議第 4号 野洲市防災会議条例及び野洲市交通安全対策会議条例の一部  
を改正する条例
- 議第 5号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員  
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6号 野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する  
条例
- 議第 7号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員

会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の  
一部を改正する条例

- 議第 8 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 9 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 10 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第 11 号 野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例
- 議第 12 号 野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 議第 13 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第 14 号 平成 21 年度野洲市一般会計予算
- 議第 15 号 平成 21 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 16 号 平成 21 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 17 号 平成 21 年度野洲市老人保健事業特別会計予算
- 議第 18 号 平成 21 年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第 19 号 平成 21 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算
- 議第 20 号 平成 21 年度野洲市下水道事業特別会計予算
- 議第 21 号 平成 21 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第 22 号 平成 21 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第 23 号 平成 21 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第 24 号 平成 21 年度野洲市土地取得特別会計予算
- 議第 25 号 平成 21 年度野洲市水道事業会計予算
- 議第 26 号 平成 20 年度野洲市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議第 27 号 平成 20 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 28 号 平成 20 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 29 号 平成 20 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 30 号 平成 20 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 31 号 平成 20 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 32 号 平成 20 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 3 3 号 土地の減額譲渡について

議第 3 4 号 訴えの提起について

議第 3 5 号 町及び字の区域及び名称の変更について

議第 3 6 号 市道路線の認定及び廃止について

議第 3 7 号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更について

開議 午前 8 時 5 9 分

議事の経過

(開会)

○議長(河野 司君) (午前 8 時 5 9 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 24 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年第 1 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長(河野 司君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 24 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員派遣につきましては、会議規則第 121 条の規定に基づき、本職において議員の派遣を決定しましたので、ご報告申し上げます。

なお、派遣の詳細は配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成 20 年第 6 回野洲市議会定例会において可決されました農業の持続的発展に向けた取り組みや、担い手育成、支援対策等に関する意見書、さらに暮らせる年金の実現を求める意見書、さらに福祉医療費助成制度等の現状維持を求める意見書、以上 3 件の意見書につきましては、平成 20 年 12 月 25 日付をもって内閣総理大臣をはじめ、関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

(日程第 2)

○議長(河野 司君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第4番、立入三千男君、第5番、内田聡史君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月26日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、平成21年度施政方針及び教育方針について、市長、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

平成21年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用の中をご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「小さくとも、自立する新市の創造」を合併の理念として誕生いたしました野洲市も5年目を迎えました。これまで、「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会」の実現に向け、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープランなどの各種計画、生活環境を守り育てる条例、特に、まちづくりの骨格となるまちづくり基本条例の制定など、まちづくりの土壌づくりが着実に進められてきました。

私が二代目の市長として、市政をお預かりしてはや4カ月が過ぎました。子育て支援、高齢化対策、農業を含む産業振興などの課題解決、さらには逼迫する市の財政を昨年来の経済不況の中で安定的にかじ取りすることなど、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いであります。しかし、私の大好きな野洲が、にぎわいと安心のもと元気なまちになるよう、職員と力を合わせ、5万人市民の福祉の向上と市の発展のために頑張っておりますので、よろしく願いをいたします。

初めて新しい年度に向けての予算を編成し、ご提案するにあたって、改めて市政の進め方についての私の考えを述べさせていただきます。

既に市民の皆さんにご提案していますマニフェスト「もっと野洲21計画」に基づき、「にぎわいと安心の、もっと元気な野洲」を実現することがその基本であります。まず、「にぎわい」につきましては、経済と技術動向を見極め、企業誘致をこれまで以上に戦略的に進めると共に、それとあわせて農林水産業や地元の商工業が着実に伸びていってもらえる取り組みを進めます。そのために、まずは5万人市民と市内の事業所で働いておられる数千人の消費に視点を置いた市場開発や支援策を講じてまいります。

さらに、立ち遅れている基盤整備も、厳しい財政状況の中ではありますが、積極的に進めていきます。成熟社会の日本にあって、いまさら道路ですが、野洲の場合は、道路整備も重要な課題だと考えております。

また、市街化区域の計画的な拡大や農地の保全など、適正な土地利用の推進、JR駅関連の整備、治水対策なども中長期的な視点を持ちつつ、速やかに目処をつけていかなければならないと考えています。

次に、市民の「安心」の確保です。まずは、遅れている小・中学校の耐震化をできるだけ早期に進めると共に、ますます必要性が高まってきている子育て支援や高齢者福祉を地域に合った形で充実していきます。

このような取り組みを進めるためには、財政力の強化が必要です。本市の財政状況は、主要な財政指標で見ると悪くは見えませんが、歳入面では法人税収への依存度が高いこと、歳出面では義務的経費の増大や過剰な施設の維持管理費がかさんでいること、さらには、基金が底をつきかかっていることなどから、弾力性と健全性を失いつつあります。このような状況の中で、先に述べましたような本市の課題の解決に果敢に取り組むためには、大胆な財政改革が必要です。市政の最優先課題として財政再建と財政力の強化に取り組んでまいります。

この財政改革につきましては、単に経費を削る、職員を減らす、資産を売却するという手法だけでは実現できません。教育、福祉、保健、医療などの分野で優先性を明らかにして、市民にいかにして質のよいサービスを効果的に提供するのか、地域の安全性と利便性をいかに高めるのか、さらには、地域の将来の発展の芽をいかに準備していくのかという観点から進めることが肝要です。そのためには、行政と財政の改革を一体的に進め、経営改革という視点から、効率的で効果的な行政運営を行っていきたいと考えております。そ

して、それを支える手法として、現状と課題の適正な評価、構想あるいは展望の明確化、情報の公開が必要不可欠であると考えています。その手始めとして、今回の予算編成にあたっては、経過を公開させていただきましたが、今後も一層の取り組みを進めてまいります。

それでは、平成21年度一般会計予算をはじめとする重要諸案件を提案し、ご審議をお願いするにあたりまして、施政方針と新年度予算に関連します主要施策を申し上げ、議員の皆様をはじめ、広く市民のご理解とご協力を賜りたいと思います。

ご承知のとおり、アメリカの金融危機に端を発した世界規模での景気後退は、我が国経済においても自動車産業をはじめ家電産業など、業績の下方修正が発表され、景気の先行きがますます不透明となってきております。特に法人税収の依存度が高い本市におきましては、こうした景気後退の影響を顕著に受け、昨年12月には、法人税8億5,000万円もの歳入予算額を減額せざるを得ない事態になりました。この先も一段と厳しい企業の決算状況が予想されますことから、堅実な財政運営が求められることとなります。

しかし、私は、この厳しい状況であるからこそ、市民が持つ知恵と工夫によって難関を乗り越えていこうとする力が働くのではないかと考えております。先行きが不透明な中だからこそ、無謀にではなく果敢に挑戦して、積極的に事態を変革していくことができると信じております。そのために、野洲というまちが持っている仕組みと資源、そして人の力を最大限発揮できるようにしていきます。

そこで、自治力と財政力の高いまちづくりに取り組むというねらいから、その第一歩として、組織・機構の見直しを行います。業務に見合った市民にわかりやすい組織づくりを主眼にし、新しく市民部を設け、市民相談、生活安全、自治会活動など、市民や各種団体等との直結する施策を行うこととします。また、財政健全化計画に基づく行財政改革の断行による経営改革や、新たな課題や横断的課題の解決に向けた調整機能の強化を図るために政策調整部を設け、部局間の総合調整と政策課題の調整に一体的に取り組めます。さらに、4月1日に予定されている開発許可や都市計画事業の許可等の執行体制を整えるため、市街地整備課を廃止し、その業務を都市計画課に包括し、公営住宅担当と開発指導担当を新しく設置する住宅課に移管します。

続きまして、平成21年度に取り組んでまいります各施策につきましては、本市の財政状況が危機的な状況であることを念頭において、行政評価により検証された施策の優先度や各施策における改善方針に基づいて予算編成を行い、超緊縮予算としました。

また、私のマニフェストに共感された市民の思いやじかにお聞きした市民の声、いわゆる市民ニーズに沿った事業内容への転換と合理化・効率化を図るための改善と工夫も加えております。

その結果として、平成21年度予算案につきましては、財政調整基金から約8億8,000万円を繰り入れる一方で、歳出の大幅な削減を行い、一般会計で7.7%減の約160億1,000万円、特別会計全体では17.5%減の約111億9,000万円という超緊縮予算となりました。各施策の推進にあたりましては、野洲市まちづくり政策の基本理念であります「人権と環境の視点」を一段と強く意識しながら、市民皆様の知恵と力を生かした「協働の手法」をさらに発展させてまいりたいと考えております。

こうした中で、平成21年度におきましては、総合計画に定められた基本目標に基づき、私のマニフェストであります「もっとのびのび自由に」、「もっとワクワク楽しく」、「もっとしっかり安全・安心」のまちづくりの実現に向けました21項目の施策を組み合わせながら、各施策に積極的に取り組んでまいります。

それぞれの施策の内容につきましては、この後、常任委員会でご審議いただくことになっておりますので、私の方からは主要な施策についてご説明を申し上げます。

1点目に、教育面では、子どもたちの安心安全の確保と市民の避難場所としての機能確保のため、義務教育施設の耐震化について、財政が厳しいことを理由に遅らせないとの方針のもと、効果的な手法により強力に推進いたします。

そのため、まず、篠原・祇王・三上・野洲小学校の校舎及び体育館の耐震設計を進めます。野洲中学校においては、老朽化した校舎の改築・改修に向けた建築手続を進めます。

また、これらの施設整備と共に、学校長の経営方針のもと、PTA、自治会、各種地域団体などの参画を得て、自由な発想とアイデアを出し合いながら、学校の特色を活かした元気な学校づくりを推進します。

2点目に、福祉面では、生活機能評価検診、生きがい教室、配食サービスなど、介護予防や、地域における高齢者の心身の健康維持、保険福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を行い、高齢者が地域で生きがいを持って自立し、安心して生活が送れるように事業のさらなる充実を図ってまいります。

また、健康づくりを推進するため、全国的に深刻な問題となっている小児科、産婦人科の医師不足を解消し、地域医療体制を維持するため、引き続き野洲病院に対し医師確保のための助成を行います。

3点目に、農業面では、集落農業組織の経営基盤の強化と農地の積極的な集積を図ることを目的に、米の共同販売化に取り組む営農組織に対して助成を行います。

また、市内の自給率の向上を目指すために、流通と直売所の機能を検証し、新たな事業展開が図れるような計画を、協議会を組織して策定します。

4点目に、商工業面では、4月に発足する新商工会などが行う小規模企業に対する指導事業、及び商工業の振興と安定を図るための事業に要する経費を補助し、商工会の発展と市内商工業の振興を図ります。

5点目に、環境面では、生活環境を守り育てる条例に基づき、環境保全活動を推進すると共に、既に市民参加のもとで野洲市環境基本計画の実践に取り組んでいただいておりますが、それぞれのプロジェクトの内容を検証し、質の向上と規模の広がりによる実践的な展開を進めます。

また、農地や農業用水の保全につきましては、農業者だけでなく、地域の人々の参画を得ながら、引き続き適切な保全に取り組んでまいります。

6点目に、道路整備では、安全で快適な環境を維持するために、厳しい財政状況の中、優先度を重視した渋滞対策や安全対策の視点から、拡幅や側溝整備等の事業を進めてまいります。

また、野洲駅前の中心市街地整備計画につきましては、再度、費用対効果を精査し、歩行者の安全確保や交通混雑の緩和、交流とにぎわい、緑にあふれた風格ある空間の形成を実現する計画にしたいと考えております。

最後に、昨年10月に2代目市長として市政を預からせていただきました市民の皆様の負託にこたえ、「にぎわいと安心の、もっと元気な野洲」を目指しまして、全身全霊をかけて市政運営にあたる所存でございます。

そして、誰もがこの野洲市に住みたい、住んでよい、そして住み続けたいと実感していただける魅力あるまちをつくってまいります。

以上、平成21年度の主要な施策と市政運営の方針及び心構えを申し述べました。

議員並びに市民の皆様の深いご理解とご支援を心からお願い申し上げます、平成21年度予算審議の議会冒頭にあたり、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、教育方針について、教育長。

○教育長（南出儀一郎君） おはようございます。それでは、これから平成21年度の教育方針を申し上げます。

まずはじめに、教育を取り巻く状況でございますが、教育改革の取り組みは世界の潮流となっており、我が国においても教育基本法の改正をはじめ、さまざまな改革が進められています。

とりわけ学力の向上については、どの国も最優先課題となっており、その中において国際学力調査等が世論の注目を集めています。

また、教育のソフト面をバックアップする形で、情報通信技術の普及による情報戦略が、学校教育の質を高めるために重要視されています。

さらに、新学習指導要領が平成21年度から一部移行措置に入り、生きる力の育成を掲げ、道徳教育の充実や理科、算数・数学など、学習内容の増加が図られるようになりました。

そのような中であって、教育の本質を失うことなく、知・徳・体の調和のとれた温かい人間性をはぐくむ教育に取り組む必要があります。

次に、2、野洲市教育のあり方についてでございます。

野洲市は、三上山から琵琶湖へと広がる自然豊かなまちであり、銅鐸をはじめ、歴史遺産と伝統文化の豊富なところudur。この環境を生かした教育が展開されることが重要であります。

野洲市の人づくりは、「郷土に根差して、世界にはばたく人づくり」を目標に、生涯にわたって学習を深めていく社会、いわゆる生涯学習社会の構築を目指します。

就学前では生涯学習社会に生きるための心の育ちを、学校教育では生涯学習社会に生きるための基礎的・基本的な力と自立の能力を、社会に出てからは生涯にわたって学習する行動力を身に付けなければなりません。そのキーワードとなるのは「人権(命)」です。「環境」、「情報」です。この3つのキーワードは「世界にはばたく人づくり」の観点からも重要な視点であります。

そのために、野洲市の教育を元気にし、活性化を図ることが重要です。今までのようにハード面や外からの提供を待つという意識から、内なるものの財に付加価値を付けるというソフト面の充実を図る意識改革をしなければならないのです。

また、野洲市の教育実践を学校、地域、家庭が共有することが大切であります。そのためには、人々がよいことも悪いことも共に考え合い、理解することが基本であり、教育情報をいろいろなチャンネルを通して地域に知らせることが大切であります。その一例として、11月1日の野洲市教育の日を「はばたけ、野洲の学び2009」として位置付けた

事業を実施します。

平成21年度においては、野洲市の教育課題を直視しながら、将来への明るい展望を持つ教育行政の推進のために、次の6つを柱として施策を展開します。

その第1は、「元気な学校・園の創造」であります。

生涯学習社会のサイクルで中心となる関心事は、学校・園の教育です。今、学校・園が抱える課題は年々増加していますが、教師が子どもの教育において元気を出して活動することは、ひいては子どもの元気や意欲につながり、それが学力の向上や人間教育の充実に直結するものです。そのために、地域との協働による「元気な学校づくり」事業を再構築し、学校の元気を回復します。

また、学校と図書館を結ぶ連携活動を活発にし、言葉の感性をはぐくむ言語活動の充実と情報ネットワークの構築を図ります。

就学前教育については、保・幼一元化の試行をはじめ、延長保育などの課題について、保護者との連携を密にして、新たな展開に向けた取り組みを進めます。

学習内容面では、学校教育が重要としている教育内容（教科教育・人権・命・環境・情報等）について、学習内容を常に更新しながら、新鮮な教材で意欲的に取り組み、児童・生徒に着実に力を付けることが必要であり、そのための支援を強化します。また、小学校における英語教育をはじめ、新しい教育内容への支援に努めます。

第2点目は、イ、「安心・安全の教育環境と子どもの居場所づくり」であります。

緊急の課題として、子どもの安全を最優先に考えて、学校・園の耐震化について順次整備を行い、早期の完成を目指します。

安心の面からは食育を進め、学校給食の安全性向上と地産地消を中心に安全な食材供給に努めます。

また、子どもの居場所づくりについては、現在、学童保育所と放課後子ども教室が担っているところであり、放課後の居場所のない児童が出ないように、調整をとりながら運用しているところです。しかし、今後、放課後の居場所づくりとしての機能の向上を目指し、そのあり方について施設の整備面も含めて検討します。

特別支援教育をはじめ、不登校、児童虐待、いじめ、非行防止等の課題については、スクールカウンセラーや支援員、オアシス相談員、別室加配等を配置しているところですが、その対応については、内容面も含めて段階的に充実します。

その他の安全面については、朝夕の見守りやスクールガード、愛のパトロールなど地域

や青少年育成市民会議の協力を得ながら、家庭や地域、企業との協働により、安全で安心な学校や地域社会づくりを進めます。

3点目は、ウ、『『よいこと探し』により人権が根付く教育風土づくり』であります。野洲市は「人権の根付くまちづくり、人権文化の創造」を推進してきました。「世界にはばたく人づくり」にはなくてはならない資質です。

人権を大切にし、差別を憎み、差別をしない、許さない、思いやりのあるまちづくりには、「人のよいことを探す風土づくり」が重要です。支え合う地域風土は、青少年の健全育成や災害に強いまちづくり、さらには安心安全なまちづくりにも共通するものであります。

よいことを探すことは、相手への理解と尊敬が生まれ、心が通い合い、自他の命を大切にし、よりよくなるとういう向上の心情が生まれます。このような支持的風土が広がる生涯学習社会づくりを目指します。

また、学校・園では道徳教育を充実しなければなりません。規範意識や困難を克服する力や我慢強さなどをはじめ、子どもたちの倫理意識の向上に努めます。

さらに、人権・同和教育では、より効果的な人権啓発のあり方を検討すると共に、進路保障や学力の向上などの取り組みの充実を図ります。また、地域や保護者との連携を図りながら、差別のない地域づくりに取り組みます。

第4点目として、エ、「生涯学習と生涯スポーツの充実」であります。

高齢者をはじめ市民の中には、活発なサークル活動など、学びの世界に対する関心が強くなってきています。生涯学習の拡充を図ることは、地域と共存し、いつまでも健康で心豊かな人生を送るためには重要なことであります。

そのような活動の拠点づくりについて、今ある施設をいかに有効に活用し、よりよい活動につなげていくかが、生涯学習社会の自立として重要であります。今まであるサークル活動などの学習機会を充実させ、多くの市民が参加できる環境づくりへの支援を行います。また、そのための情報提供やネットワーク化などの行政支援の充実を図ります。

また、週1回以上のスポーツ実施率50%を目指し、ニュースポーツの普及を進めることにより、いつでも、どこでも、誰でも、気軽に楽しめる生涯スポーツの振興を図ります。

生涯の学びとスポーツを通して、健康で意欲的に人生を楽しむまちづくりが「野洲のにぎわいと元気なまちづくり」のもととなります。

第5点目として、「文化遺産の継承と豊かな文化の創造」であります。

子どものころ、寺や神社の境内で遊んだ日々、そのとき気づかなくても、子ども

を生きたその場所の記憶に最も強く人間の根源的なことが宿っています。鎮守の森などの自然や伝統文化、伝統行事、文化遺産が、人間教育の中で重要な位置を占めています。

野洲のまちでは、自然と共に豊かな文化遺産を生活の中に生かすという工夫をしながら、守り育てていくことが重要であります。

学校では、既に地域との連携による活動が実践され、また、地域の子ども教室などでもさまざまな取り組みがなされているが、さらにその充実を図ります。

歴史民俗博物館を拠点として、銅鐸、妓王妓女、北村季吟、土川平兵衛、錦織寺、御上神社、兵主神社、大笹原神社などの文化遺産をネットワーク化し、付加価値を付けることにより、その魅力をよみがえらせます。

また、すぐれた芸術文化活動の鑑賞機会を充実させ、文化創造の環境整備に努めます。

最後に、6点目ですが、教育委員会の活性化であります。

国の方策として、教育委員会の活性化が挙げられています。市民にわかりやすく、親しみの持てる教育委員会にしていくため、情報の公開を積極的に進めます。

以上、教育方針の説明とさせていただきます。皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、議第1号から議第37号まで(野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例他36件)を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(田中正二君) おはようございます。それでは、議件を朗読させていただきます。

議第1号野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例、議第2号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例、議第3号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第4号野洲市防災会議条例及び野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例、議第5号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議第6号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例、議第7号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議第8号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第9号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第10号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第11号野洲市史

跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例、議第12号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例、議第13号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例、議第14号平成21年度野洲市一般会計予算、議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第16号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算、議第17号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第18号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第19号平成21年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第20号平成21年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第21号平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第22号平成21年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第23号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第24号平成21年度野洲市土地取得特別会計予算、議第25号平成21年度野洲市水道事業会計予算、議第26号平成20年度野洲市一般会計補正予算(第4号)、議第27号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第28号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議第29号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)、議第30号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、議第31号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議第32号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号)、議第33号土地の減額譲渡について、議第34号訴えの提起について、議第35号町及び字の区域及び名称の変更について、議第36号市道路線の認定及び廃止について、議第37号滋賀県市町土地開発公社定款の変更について。

以上であります。

○議長(河野 司君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 本日ここに平成21年第1回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、議決案件としまして、条例の制定1議案、条例の一部改正12議案、平成21年度予算12議案、平成20年度補正予算7議案、その他5議案の合計37議案につきましてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願いたします。

議第1号野洲市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、介護報酬が改定されたことによる第1号被保険者の介護保険料

の上昇を抑制するため、交付される交付金の目的達成のために基金を設置するものであります。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行し、平成24年3月31日をもって条例が失効することとしております。

議第2号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

これは、4月からの執行体制を大きく3つの方針のもとに変更するものであります。

1つ目は、経営改革を迅速かつ大胆に進める体制として、企画調整、財政、行政改革等を一体的に取り組む体制を構築するものであります。

2つ目は、今日まで取組んできた地産地消や新エネルギー等の先導的な施策について、それぞれの担当部課において継続して取り組むことといたします。

3つ目は、防災、防犯や市民に直結する自治会業務、協働推進の取り組み等を、新たに市民部を創設することにより、取り組みの強化を図るものであります。これらによって、まちづくり政策室を発展的に解消します。

また、これらの改編とあわせ、4月から権限が移譲される開発許認可等の業務に対応するため所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第3号野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、統計法の全部改正、統計報告調整法の廃止及び滋賀県統計調査条例が改正されることに伴い、引用規定について所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第4号野洲市防災会議条例及び野洲市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、湖南広域行政組合において湖南広域行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例が改正され、平成21年4月1日から湖南広域行政組合消防本部が湖南広域消防局に変更されること及び本市行政組織の変更等により所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第5号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成21年4

月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な内容につきましては、職員の 1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分に短縮するものでありますが、この短縮に伴って行政サービスが低下しないよう開庁時間は変えず、休憩時間を 45 分から 1 時間に改正するものであります。また、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の勤務時間についても所要の措置を講ずるものであります。

なお、本条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 6 号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律が平成 20 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、引用条項にずれが生じたことから所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行するものであります。

議第 7 号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例及び野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、行政改革大綱及び財政健全化計画に基づき、今年度と同様に平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、給料月額から 100 分の 8 を減額するものであります。

なお、本条例につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 8 号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

大きくは、次の 2 点の改正を行うものであります。

まず第 1 点目は、行政改革大綱及び財政健全化計画に基づき、現行通勤手当において、国の通勤手当の支給基準に準拠した改正を行い、給与のより一層の適正化を図るものであります。

第 2 点目は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成 21 年 4 月 1 日から施行され、職員の 1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分に短縮することに合わせて、時間外勤務手当などに関係する条文の改正を行うものであります。

なお、本条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議第 9 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、国民健康保険法施行令の改正を受けて地方税法が改正され、平成21年4月1日に施行される見込みであることに伴い、国民健康保険税のうち介護納付金分の課税にかかる賦課限度額の引き上げを行うものであります。

また、同じく国民健康保険税のうち介護納付金に係る賦課税率について、平成21年度介護給付費納付金の納付予定額から必要な税率等を算出し、改正するものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第10号野洲市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

湖南広域行政組合規約の変更に伴い、火薬類取締法の規定に基づく事務を平成21年4月1日から同組合で共同処理することになること、及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行令の一部を改正する政令が平成21年4月1日から施行され、新たに特定家庭用機器として衣類乾燥機が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第11号野洲市史跡公園及び管理施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、亀塚古墳の保存整備が本年度末に完了することから、史跡公園として追加するものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第12号野洲市敬老祝金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今般の改正につきましては、高齢化の進行により、本祝金の支給対象者に、今後大幅な増加が見込まれ、財政負担が懸念されることから、財政健全化計画や近隣市の支給状況等を勘案しながら、100歳祝金の額及び基準日の見直しを行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第13号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画期間に必要な保険料を算定した結果に基づき、保険料率の改正を行うものであります。

また、年度途中の異動に伴う月割り規定について、介護保険法施行令の適用条文が変わるため、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例につきましては、平成21年4月1日から施行するものであります。

議第14号平成21年度野洲市一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算編成の基本的な考え方といたしまして、施策評価により検証された施策の優先度や、各施策における改善方針に基づき、また各事務事業においては、内部評価による検証や外部評価制度により提案された内容を踏まえて編成した他、行政改革の推進と財政健全化計画の実行を着実に進めていくものとし、継続的に取り組んできた事務的経費についてもさらに切り込み、より一層職員の創意と工夫を求めることといたしました。

人件費についても、特別職の報酬や管理職手当の一部カット、調整手当にかわる地域手当の不支給、時間外手当の抑制など、継続して削減することといたしました。

一方で、このような厳しい財政状況に萎縮することなく、教育施設の耐震化事業計画の推進をはじめ、妊婦健康診査の充実、また学童保育所や放課後子ども教室の充実により子育て支援や家庭支援を進め、さらに農地集積高度化推進事業など集落営農組織の経営基盤の強化により農林水産業の振興等を図り、元気で安心できる住みよいまちづくりを進めるための予算を計上いたしました。

なお、有隣館建設整備事業につきましては、これまで建設に向けた準備が進められてきましたが、同和問題の解決に向け、本来の機能を果たす施設のあり方について速やかに議論を深め、その後に着手することとし、当初予算には事業費を計上いたしておりません。

それでは、別冊の野洲市一般会計予算書の1ページをご覧ください。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ160億1,100万円と定めるものであります。前年度と比較して13億4,300万円の減、率にして7.7%減の緊縮予算となったところです。

次に、第2条で債務負担行為を定めるものであります。8ページをご覧ください。

第2表で債務負担行為を定めております。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金貸付制度に基づき、滋賀県信用保証協会が代位弁済した場合の実質損失額の10分の8について、1,184万円の範囲内で損失を補償するものであります。

次に、第3条の地方債でございますが、9ページをご覧ください。

起債の目的で、清掃事業をはじめ、臨時財政対策債などの発行により限度額合計を11億3,110万円とするものであります。

それでは、予算の概要につきまして、別冊の平成21年度予算資料に基づき説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、そちらの資料をご覧くださいと思います。これでございます。

歳入につきましては、資料の4ページでご説明申し上げますので、ご覧ください。

歳入では、市税の総額は81億8,265万4,000円で、前年度予算と比較して9億2,242万1,000円の減額、率では10.1%の減であります。

内訳としましては、市民税で36億9,096万3,000円でありますが、これは、昨年後半から続いております景気後退の影響を受け、本市においても法人市民税が大幅な減収となる見込みから、法人市民税で10億8,813万6,000円の減、率にして56.96%であります。個人市民税で3,854万3,000円の減で、合わせて11億2,667万9,000円の減収と見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方特例交付金につきましては、地方財政計画に示されました伸び率等をもとにして推計いたしております。

地方交付税につきましては、17億9,000万円で、内訳としましては、普通交付税で15億5,000万円、特別交付税で2億4,000万円を見込み計上しております。

国庫支出金、県支出金につきましては、それぞれ事業費に応じまして計上いたしております。

繰入金につきましては、所要の歳入をそれぞれ算定いたしましたが、歳出予算に必要な財源がなお不足いたしますことから、財政調整基金から8億7,800万円、公共施設等整備基金から1億1,000万円を繰り入れるものであります。

市債では、11億3,110万円を計上いたしております。平成21年度末での残高見込みは242億8,400万円余となり、前年度から14億1,900万円余り減少するものと見込んでおります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

施政方針で申し上げましたものを除きます主な取り組みを予算資料に基づきご説明いたします。7ページをご覧ください。

野洲市総合計画のまちづくり基本目標に基づく、6項目を整理をして事業をまとめたものでございます。

第1点目の「豊かな人間性をはぐくむまち」についての主な事業についてご説明いたします。

深刻な少子高齢化問題に対応するため、行政、事業所、地域などが一体となって子育て支援の取り組みを進めていくため、次世代育成支援行動計画後期計画の策定を行います。

また、児童や生徒が安心して授業が受けられる環境を確保するため、野洲中学校をはじめ教育施設の耐震化の早期実現に向けて取り組んでまいります。

次に、第2点目の「人々が支え合う安心なまち」についての主な事業についてご説明を申し上げます。

妊婦健康診査受診回数をふやし、安心して子どもを生める環境を整えると共に負担の軽減を図ります。

乳幼児の健康診査に関わっては、健康診査会場を野洲健康福祉センターに一元化し、乳幼児1回当たりの対象者数を平均化することにより、丁寧な育児相談支援など健診内容を充実すると共に、待ち時間の短縮を図ります。

また、発達に支援を必要とする人たちの引きこもり対策として、社会適応能力の養成などを行う社会参加促進事業に新規に取り組みます。

次に、第3点目の「美しい風土を守り育てるまち」についての主な事業について説明を申し上げます。

琵琶湖の環境保全のため、葦群落再生事業に継続して取り組みます。

新規事業といたしまして、事業所の環境活動及び地球温暖化の抑制の取り組みを推進するため、事業所環境保全推進事業に取り組みます。

また、新規事業として、里山に繁茂する竹を伐採し、森林としての機能を回復させるための里山リニューアル事業を推進します。

次に、4点目の「地域を支える活力を生むまち」についての主な事業についてご説明を申し上げます。

農業・農村の振興に向けたアンケート調査の結果を踏まえ、農業振興地域整備計画を策定いたします。

また、地域内の農林水産物自給率の向上を目指すため、流通と直販所の現状を検証し、新たな事業展開が図れるような計画を策定するため、(仮称)地産地消推進協議会を設置します。

5点目の「潤いとにぎわいのある快適なまち」についての主な事業についてご説明を申し上げます。

市道の安全で快適な環境を維持するため、継続して整備に取り組みます。

また、篠原駅の駅舎及び駅周辺整備事業を推進するため、必要な調査を行うための経費を計上いたしております。

さらに、野洲駅周辺都市基盤整備につきましては、機能性と安全性、そして風格ある駅前整備を図れるよう検討してまいります。

次に、6点目の「市民と行政が共につくるまち」についての主な事業についてご説明を申し上げます。

市民の知恵や力をまちづくりに生かし、協働のまちづくりが一層根付くよう、まちづくり協働推進センターを中心に退職世代の活力を生かすなど、一層の充実を図ってまいります。

市が実施する事務事業について、市民の視点で評価いただくため、引き続き行政評価の外部評価を推進いたします。

また、さらなる行政改革、財政健全化に向けまして取り組みを強化してまいります。

以上で、簡単でございますが、議第14号平成21年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

議第15号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算では、国民健康保険加入者総数を約1万1,500人と見込み、医療給付費や税収等について推計を行ったもので、税率については、介護納付金分において納付すべき介護納付金額を確保するため、所得割、均等割、平等割で税率の引き上げを予定しており、前年度対比0.4%の減の41億627万3,000円といたしております。

議第16号平成21年度野洲市後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、前年度対比3.7%の減の3億4,806万2,000円といたしております。

議第17号平成21年度野洲市老人保健事業特別会計では、後期高齢者医療制度へと移行したことにより、平成21年度予算は、月遅れ請求に対応するための予算を計上したもので、前年度対比96.0%の減の1,332万5,000円といたしております。

議第18号平成21年度野洲市介護保険事業特別会計予算では、平成21年度は、第4期介護保険事業計画期間に入り、制度的には大きな改正はございませんが、介護報酬の改定があることからその分も合わせて見込み、前年度対比5.3%の増の26億1,075万1,000円といたしております。

介護報酬の改定に伴う介護従事者の処遇改善に係る国の交付金を財源とした介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金を行っております。

議第19号平成21年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算では、野洲病院に貸し付けた資金の元利償還分を一般会計に返済する予算を計上しており、前年度と同額の2,467万5,000円といたしております。

議第20号平成21年度野洲市下水道事業特別会計予算では、公共下水道並びに農業集落排水事業に係る整備施設的良好な維持管理に努めるための経費を計上したもので、前年度対比21.3%の減の25億3,560万8,000円といたしております。

議第21号平成21年度野洲市墓地公園事業特別会計予算では、墓園的良好な維持管理に努めるための経費を計上したもので、前年度対比0.2%増の2,737万8,000円といたしております。

議第22号平成21年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算では、基幹水利施設・石部頭首工の維持管理に要する経費を計上したもので、前年度対比18.3%減の1,370万2,000円といたしております。

議第23号平成21年度野洲市工業団地等整備事業特別会計では、借り入れしています地域開発事業債の元金および利子の償還金を計上したもので、前年度対比49.7%減の14億8,711万7,000円といたしております。

議第24号平成21年度野洲市土地取得特別会計では、先行取得しました公共用地の借り入れの元利償還の経費を計上したもので、前年度対比1.2%減の2,535万2,000円といたしております。

次に、公営企業会計については、議第25号平成21年度野洲市水道事業会計予算では、給水件数を1万7,700件、年間総配水量は776万7,930立方メートル、一日平均給水量で2万1,282立方メートル予定しており、主な建設改良事業につきましては、配水管整備事業を計画しております。

水道事業収益8億8,044万4,000円に対しまして、水道事業費用8億8,022万5,000円を見込んだものであります。

議第26号から議第32号までの平成20年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議第26号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,894万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億9,709万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

（款）議会費では、議員の欠員による議員報酬等の減額や、会議録作成委託料の精査等により減額するものであります。

(款) 総務費では、国の第2次補正予算に伴う定額給付金給付事業で、7億9,530万1,000円を追加する他、不動産売払収入を公共施設等整備基金や市営住宅整備基金に積み立てるものであります。

(款) 民生費では、国の第2次補正予算に伴う子育て応援特別手当事業で対象となる児童を1,100人と見込み、4,280万1,000円を追加するものであります。

一方、児童手当費においては支給額の確定、民間保育所運営費では、入所児童数の確定により運営委託料を減額するものであります。

(款) 衛生費では、健康推進事業において妊婦健診の受診者が増加したこと、また、予防事業では、高齢者インフルエンザ接種者が増加したことにより増額する他、各事業の確定見込みにより精査するものであります。

(款) 労働費では、シルバー人材センター助成費において、高齢者就業機会確保事業等補助金の確定により減額するものであります。

(款) 農林水産業費では、国の2次補正予算によります農山漁村活性化支援プロジェクト交付金と地域活性化・生活対策臨時交付金を活用することにより、農道舗装に必要な経費を追加するものであります。

(款) 商工費では、工業団地等整備事業特別会計繰出金3,000万円を追加するものであります。

これは後ほど説明いたします工業団地等整備事業特別会計補正予算における起債の借りかえについて、国との協議により償還計画を変更せざるを得なくなったことから、借入金返済計画に基づき一般会計から繰り出しをしようとするものであります。

(款) 土木費では、国の2次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、道路維持整備や交通安全対策を行うため追加するものであります。

(款) 教育費では、野洲小学校体育館2階ギャラリーで検出されましたアスベストの飛散防止応急処置工事費を追加する他、各小学校で実施しておりました耐震診断業務、あるいは野洲中学校の耐震改築・改修設計業務委託料等の確定見込みにより減額するものであります。

以上が一般会計に係る歳出の主な内容であります。

これに見合います歳入につきまして、ご説明申し上げます。

(款) 分担金及び負担金では、農業用水再編対策地元負担金の確定により増額し、(款) 使用料及び手数料では、衛生手数料の減額であります。

(款) 国庫支出金では、国の第1次、2次補正予算に伴います地域活性化・生活対策臨時交付金、子育て応援特別手当交付金、定額給付金給付事業費補助金等を追加するものがあります。

(款) 県支出金では、児童手当給付費負担金など事業費の確定見込みにより減額するものであります。

(款) 財産収入では、不動産売払収入を増額するものであります。

なお、この中の野洲駅北口市有地売り払いにつきましてご説明を申し上げます。

この売り払いの案件につきましては、先の12月議会以降、議員及び市民の皆様から様々の疑問やご意見をいただいております。昨年10月の市長選直後に売り払いを決定し契約を結んだという時期の問題、売払い予定を非公開のまま随意契約を行ったという方法の問題、契約書の書式を間違ったという手続の問題、重要案件であるにもかかわらず土地の鑑定を従来どおり1社のみを求めると共に、利用権割合を認め1割減額としたという価格の問題、土地借受人の事業継承者である息子と売払契約を結んだという相手方の問題、売上金の調定を速やかに行わず、また納付期限を契約から4カ月以上後に設定したという収納の問題等、多くの問題があると認識しております。

しかし、契約は私の就任前に、相手方との間に法律上有効に締結されており、支払い期限までに支払いも完了していること、また、顧問弁護士に相談いたしましたところ、適法に行われていることの確認を得ており、内部の手続においても契約の解除を求めるに相当する重大な瑕疵は認められず、誠実に契約を履行すべきものと判断されるため、歳入の補正を行うものであります。

ただし、売り払い手続を前年度から継続していたとしても、重要な処分案件であることから、市長選直後で新市長就任前の契約手続は控えるべきであったこと、また基本的な諸事務手続において正確さを欠いていたことなどは、公務の遂行、また市民共有の財産の処分であることの認識が大変甘かったと認めざるを得ません。

議員及び市民の皆様にご心よりお詫びを申し上げます。事務手続の適正さを欠いたこと等に関して関係職員の処分を行うと共に、今後はこのようなことがないように速やかに抜本的な改善を行ってまいります。

次に、(款) 繰入金では、次年度以降に備え基金積立金を確保するため、財政調整基金からの取り崩しを減額するものであります。

(款) 諸収入では、改良住宅譲渡促進資金回収金などが主なものであります。

(款) 市債では、新たに行政改革等推進債を追加する他、減収補てん債において発行額を5,000万円増額し、9億5,000万円とするものであります。

以上が一般会計の補正予算であります。

議第27号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,075万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を41億2,511万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

(款) 保険給付費では、今後見込まれる療養給付費等の過不足額の調整を行うものであります。

(款) 後期高齢者支援金等、(款) 前期高齢者納付金等、(款) 老人保健拠出金、(款) 介護給付金につきましては、負担金額の確定により、それぞれ減額するものであります。

(款) 共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金を増額するものであります。

以上が歳出であります。

これに見合う歳入についてご説明申し上げます。

(款) 国民健康保険税では、一般被保険者分で加入者数や課税対象所得が当初予測を下回ったことにより減額するものであります。

(款) 国庫支出金では、医療費の伸びが低く、療養給付費等負担金での減額となり、(款) 前期高齢者納付金では、交付金額の確定により増加し、(款) 県支出金では、高額医療費共同事業分で減額となり、(款) 共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金で額の確定により増額するものであります。

(款) 諸収入では、療養費指定公費負担金を追加するものであります。

議第28号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ145万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,893万円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

(款) 総務費では、後期高齢者医療制度の保険料特別対策により保険料賦課システムの改修にかかる経費を追加するものであります。

以上が歳出であります。

これに見合う歳入といたしましては、(款)繰入金では、(款)諸収入で、後期高齢者医療制度特別対策補助金が追加されることから、これに見合う額を減額するものであります。

(款)国庫支出金では、保険料賦課システムの改修に係る経費分の補助であります。

議第29号平成20年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ386万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,925万5,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

(款)総務費では、保険者別医療費通知事業費等の確定見込みにより減額するものであります。

(款)医療諸費では、医療費等に過不足が生じることから、精査するものであります。

これに見合う歳入といたしましては、(款)支払基金交付金、(款)国庫支出金、(款)県支出金では、医療費に係る概算交付額がほぼ確定したことにより、それぞれ減額し、(款)繰入金で、不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

(款)諸収入では、第三者納付金を増額するものであります。

議第30号平成20年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,896万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億4,266万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

(款)総務費では、介護認定審査会事業の確定等により減額するものであります。

(款)保険給付費では、これまでの実績及び今後の推計に基づく決算見込み額との過不足額を精査するものであります。

(款)地域支援事業費では、生活機能評価健診委託料の確定により減額するものであります。

(款)基金積立金では、介護保険給付費準備基金への積み立てと、介護報酬の改定に伴う介護従事者の処遇改善に係る国の交付金を財源に、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立てをそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出であります。

これに見合う歳入につきましては、(款)保険料では、第1号被保険者分を増額し、(款)

国庫支出金では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を増額するものであり、(款) 支払基金交付金、(款) 県支出金、(款) 繰入金では、介護給付費分で事業費に応じて減額するものであります。

(款) 繰越金では、前年度繰越金を増額するものであります。

議第31号平成20年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,228万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億8,018万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

(款) 公共下水道事業費では、琵琶湖湖南流域下水道建設事業費で、負担金の確定により増額し、公共下水道事業管渠築造費では、事業費の確定見込みにより5,672万4,000円を減額するものであります。

これに見合う歳入といたしまして、(款) 国庫支出金では、公共下水道事業の補助対象事業費の減額であり、(款) 市債では、起債対象事業費の減による補正であります。

議第32号平成20年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ14億3,170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億1,296万9,000円とするものであります。

内容のご説明の前に、工業団地等整備事業特別会計における起債の借りかえについて、国との協議の中でこれまでと大きく変わる見解が示され、起債の償還計画を見直さざるを得なくなりましたので、その点についてご説明申し上げます。

1点目には、地域開発事業債の借りかえを認めたとしても、当該特別会計の経営健全化に資することがないことから、借りかえが認められなくなったこと。

2点目には、平成20年度に償還期限を迎える分に限っては、一般会計からの繰り入れ等による借入金返済計画を策定することにより、借りかえが認められることとなったこと。なお、この起債については当該特別会計における資金不足額とみなされること。

3点目には、平成20年度決算後の資金不足比率が経営健全化基準を上回る見込みとなることから、今後、当該特別会計の経営健全化計画の策定が必要となります。

こうしたことを前提に今回の補正となりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、歳出の内容について、ご説明申し上げます。

(款) 公債費では、地域開発事業債として償還元金で14億3,170万円を減額するものであります。

これに見合う歳入としては、(款)地域開発事業借換債で14億6,170万円を減額し、(款)繰入金では、借入金返済計画に基づきまして、一般会計から3,000万円を繰り入れるものであります。

以上が一般会計、特別会計の補正予算であります。

議第33号土地の減額譲渡についてご説明申し上げます。

同和対策事業特別措置法に基づき、歴史的・社会的理由により劣悪な環境にあった地区において小集落地区改良事業に取り組み、住環境を改善するために建設した改良住宅42戸(旧野洲町で30戸・旧中主町で12戸)のうち38戸については、既に譲渡したところであり、今回残る4戸、これについては旧中主町分ではありますが、このうち譲渡希望のあった2戸の譲渡をするものであります。

なお、この譲渡単価につきましては、同和問題解決のため行政と地元住民との合意のもと事業展開してきたことにかんがみ、小集落地区改良事業施行時の地区内統一価格、これは近傍時価と比較して減額した価格で譲渡しようとするものであるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第34号訴えの提起についてご説明申し上げます。

今般、平成19年2月に支払い督促を大津簡易裁判所に行い、支払い方法について差し入れ書を提出したにもかかわらず、引き続き家賃等を滞納し、住宅の使用許可取り消し通知にも応じない者に対し、住宅の明け渡し、関係動産及び車両の撤去、並びに滞納家賃等の支払いを求め、大津地方裁判所へ提訴するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第35号町及び字の区域及び名称の変更についてご説明申し上げます。

大津湖南都市計画巾畑・小篠原土地区画整理事業では、公共施設の整備と土地の利用増進を図り、環境良好な市街地を整備することを目的に、9.0ヘクタールにおいて事業を進めた結果、町及び字の区域及び名称の変更が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、当事業の換地処分は、平成21年9月の予定であります。

議第36号市道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

今般、開発による帰属により、3路線を新たに市道に認定し、また、それに伴い従来の

1 路線を廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議第 37 号滋賀県市町土地開発公社定款の変更についてご説明申し上げます。

適用法律等が改正され、監事の職務を規定する条項を改正するにあたり、公有地の拡大の推進に関する法律第 14 条第 2 項の規定に基づき、滋賀県市町土地開発公社定款の変更について議会の議決を求めるものであります。

以上、37 の議案についてご審議賜りたく、よろしくお願いいたします。

(日程第 6)

○議長(河野 司君) 日程第 6、請願第 1 号及び請願第 2 号(セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給制度の創設を求める請願書他 1 件)を一括議題といたします。

紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。

第 2 番、野並享子君。

○2 番(野並享子君) おはようございます。

請願第 1 号セイフティーネット保証の保証料負担制度や制度融資の利子補給制度の創設を求める請願書について、趣旨等を朗読し、説明とさせていただきます。

請願趣旨、高島市や守山市で実施され、多くの自治体に広がっているセイフティーネットの保証の保証料の負担制度を野洲市でも実施して下さい。

請願理由、今、中小業者は百年に一度と言われる経済危機のもと、「商売して 30 年になるが、こんな不況は初めて」、「年は越したが全く先が見えない」など、かつてない危機に面しています。

加えて、地域経済の疲弊も深刻化しています。今回の経済危機は、額に汗して働いてきた中小業者に何らの責任はなく、貯蓄から投資をあおってきたばかり経済や金融経済の破綻が原因であり、中小業者や地域経済は被害者です。中小業者の活性化なくして地域経済の活性化はあり得ません。今、全国の少くない自治体で中小業者支援と地域経済活性化の緊急対策として、住宅リフォーム助成制度、公共工事の前倒し発注、3 年間返済据え置きの制度融資、無利子融資、保証料負担など、いろいろな緊急施策が始まっています。

請願項目、セイフティーネット保証の保証料の半額負担制度を実施して下さい。保証料は先払い制度であり、自治体の保証料負担は中小業者への大きな支援、激励になります。半額負担実施の自治体もありますが、ぜひ全額負担で実施して下さい。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書について、趣旨説明をいたします。

市民の暮らしと中小業者の営業支援と、地域経済活性化策として、大きな経済効果が実証済みの住宅リフォーム助成制度、あらゆる増改築工事が対象で、工事額の20%、最高限度額20万円、補助金は市内商店街の商品券支給、3年以上の緊急対策を創設されたい。

請願理由として、今、中小業者は百年に一度と言われる経済危機のもと、「商売して30年になるが、こんな不況は初めて」、「年は越したが全く先が見えない」など、かつてない危機に面しています。

加えて、地域経済の疲弊も深刻化しています。今回の経済危機は、額に汗して働いてきた中小業者に何らの責任はなく、貯蓄から投資をあおってきたばかり経済や金融経済の破綻が原因であり、中小業者や地域経済は被害者です。中小業者の活性化なくして地域経済の活性化はあり得ません。今、全国の少くない自治体で中小業者支援と地域経済活性化の緊急対策として、住宅リフォーム助成制度、3年間返済据え置き制度融資、無利子融資、保証料負担などの施策が広まっています。ぜひ、野洲市でも住宅リフォーム助成制度を創設して下さい。住宅リフォーム助成制度は県下でも、以前に緊急経済対策として10近くの自治体で実施され、2,000万円の予算で12億円の経済効果がある長浜市など、その大きな経済波及効果は実証済みの施策です。そして、昨年12月には彦根市が復活され、その後、長浜市や近江八幡市に広がってきています。今の経済危機は全治3年とも言われています。3年以上の緊急対策として実施して下さい。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 司君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明3月3日から3月9日までの7日間は、議案調査のため休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、明3月3日から3月9日までの7日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月10日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び代表質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前10時23分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年3月2日

野洲市議会議長                      河野        司

署名議員                              立入 三千男

署名議員                              内田 聡史